

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府による入国規制の変更(政府通達の発出))

令和4年3月25日
在スラバヤ日本国総領事館

●インドネシアの入国に際し、2回以上ワクチンを接種している場合、PCR検査は空港検査1回のみで、ホテル隔離は不要になりました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、3月23日付け通達(第15号)を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更する措置を発表しました。この措置は、同23日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. これにより、インドネシアの入国に際し、2回以上ワクチンを接種している場合や、健康上の理由で未接種であるとの国立病院発行の診断書を携行する場合は、PCR検査は空港での検査1回のみとなり、ホテル隔離は不要とされました。また、18歳未満は、ワクチン接種証明書の提示は不要とされました。なお、入国時の必要書類として新たに追加された医療保険加入証明書については、詳細を確認中です。

3. 同通達による従来からの規制からの主な変更点は以下のとおりです。

(1) 入国可能な空港に、ロンボク・ザイヌディン・アブドゥル・マジッド空港が追加。

(2) 入国前のアプリ「pedulilindungi」のダウンロードを義務付け。

(3) 18歳未満は、ワクチン接種証明書の提示不要。

(4) 入国時の必要書類に、コロナ治療費・移送費等に対応する医療保険加入証明書を追加。最低金額は地方政府等が定める。

(5) 2回以上ワクチンを接種している場合や、健康上の理由でワクチン未接種である旨の国立病院発行の診断書を提示できる場合は、入国後のホテル隔離は不要。

(6) 保護者が同伴する18歳未満の子どもは、子どものワクチン接種の回数に関わらず、同伴する親・保護者への措置が適用される(ホテル隔離なし)。

(7) ワクチン接種回数が1回以下の場合には、5×24時間のホテル隔離が必要(ただし、18歳以上の外国人は、入国に際して2回以上のワクチン接種証明書が必要)。

(8) 入国時の手続きの流れは以下のとおり。

- ア 到着後PCR検査
 - イ 入国審査、税関審査
 - ウ 荷物の回収、荷物の消毒
 - エ ホテル又は自宅に直行
 - オ ホテル又は自宅でPCR検査の結果を待つ。PCR検査の陰性結果が判明するまでは部屋から出ず、他人とコミュニケーションを取らない。
 - カ PCR検査結果が陰性であれば、通常の活動が可能。入国後14日間は、症状の有無について自主的に健康観察を行うことを推奨。
- (9) 到着後2回目のPCR検査は不要。
- (10) バリ島、バタム島、ビンタン島から入国する場合の特別措置（通達第13号）は廃止。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。入国措置についても、今後見直しが行われるおそれがありますので、邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。

(了)